

大牟田市「地上デジタル・データ放送地域情報発信サービス d ボタン広報誌」システム実施要領

令和3年3月1日施行
令和3年5月6日改訂

第1 趣旨

この要領は、緊急情報、市民に注意を促す情報、その他市民生活に役立つ情報等をテレビの文字放送で配信する大牟田市「地上デジタル・データ放送地域情報発信サービス d ボタン広報誌」システム（以下「本システム」という。）を活用するために必要な事項を定めるものとする。

第2 活用目的

本システムは、テレビの文字放送を活用して、本市における緊急情報及び市民に注意を促す必要がある情報をはじめ、市民生活に役立つ様々な情報等を、市民（特にインターネット環境がない高齢者等）に迅速かつ正確に広く周知することを目的とする。

第3 運用方法

- (1) 本システムの管理及びアカウント、パスワードの取得及び変更は、大牟田市企画総務部広報課において行うものとする。なお、アカウント、パスワードは定期的又は管理上必要な場合に広報課で変更する。
- (2) 各部局に付与される本システムのアカウント、パスワードの管理は、プロモーション活動推進委員（副部長級職員）が行うものとし、所管課・室のプロモーション・リーダー（所属課長等）は、課・室内において秘匿性を保持しなければならない（アカウント及びパスワードを開示できるのはシステムの入力作業を行う者のみとし、それ以外の者に利用させてはならない）。なお、広報課以外の者がアカウント、パスワードを変更することを固く禁じる。
- (3) 本システムの入力作業（更新、削除等を含む）は、即時性、正確性等を鑑み、各部局（所管課・室）において行うものとし、掲載情報（公開開始日時・公開終了日時、カテゴリー、タイトル、本文）については、必ずプロモーション・リーダー（所属課長等）が確認を行うものとする。
- (4) 本システムで配信する情報は、「緊急」、「注意」、「防災」、「生活」、「医療」、「教育」、「イベント」、「募集」、「お知らせ」のカテゴリーに分類し、タイトルは最大 24 文字以内、本文は、原則、最大 512 文字以内とし、文字は全て全角で表記する。また、掲載内容は“視聴者目線”を意識し、簡潔でわかりやすい内容となるよう努める。なお、掲載する情報に混同や誤解が生じないように、以下のルールを遵守する。

<一度配信した情報を再度配信する場合>

- 同じ内容を再度配信する場合は、タイトルの文頭に「(再送)」を付す。
- 内容を修正して配信する場合は、タイトルの文頭に「(訂正再送)」を付す。
- 内容を更新して配信する場合は、タイトルの文頭に「(更新再送)」を付す。

<512 文字以上になる場合（緊急性が高い情報に限る）>

複数回に分けて配信するものとし、必ずタイトルの語尾に番号（「(1)」 「(2)」 …）を付すとともに、2 番目以降の本文には冒頭に「(続き)」と表記する。

- (5) 本システムで配信する情報は、大牟田市公式W e bサイト・S N S等、他の媒体に掲載した内容と整合を図るものとする。
- (6) テレビ画面に掲載できる情報は数に限りがある（最大10タイトル）ため、配信する情報及び掲載する順番については、別表「d ボタン広報誌の配信基準（優先度）」に基づき、本システムを運用する。
- (7) 配信情報に個人情報が含まれる場合は、大牟田市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱うものとする。

第4 質問、意見等への対応

本システムで配信した掲載情報についての質問、意見等については、配信元の所管課で対応し、システムに関する質問、意見等は、当課で対応する。

第5 その他

この要領は、予告なく変更ができるものとし、その効力は、大牟田市公式W e bサイトに公表した時点から生じるものとする。

(別表)

d ボタン広報誌の配信基準 (優先度)

テレビ画面に掲載できる情報は数に限りがあるため (最大 10 タイトル)、以下の基準により本システムの運用を行う。

1. 緊急性が高い情報 (市民の生命、財産を守るための情報)
2. 市民に注意を促すための情報
3. 災害の復旧・復興及び感染症関連の支援に係る情報
4. 「定例市長会見」で発表された案件から抜粋したもの
5. その他、全市的に伝えるべき情報 (イベント情報等)

※原則、「広報おおむた」に掲載された情報や、全市的ではない取組みは配信しない。